

作成日：2014年11月21日

南アフリカ共和国

特許庁の所在地

Companies and Intellectual Property Commission (CIPC)

77 Meintjies Street,

Sunnyside,

Pretoria, 0002

Republic of South Africa

Tel: 27-12-394-9500

Fax: 27-12-394-9501

Website: www.cipc.co.za

目次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO Convention)
- (5) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
(Nice Agreement)
- (6) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV Convention)
- (7) 貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs Agreement)
- (8) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

3. 現地代理人の必要性有無

南アフリカでの送達用あて名 (Address for Service) が要求され、弁理士だけが出願人を代理することができます。

従いまして、現地代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体有無

The South African Institute of Intellectual Property Law

Postal Address:

P O Box 11222, Silver Lakes, 0054

Physical Address:

Ground Floor, Lakeview Building, 1277 Mike, Crawford Avenue, Centurion 0157

Website: <http://www.saiipl.org.za>

E-mail: saiipl@icon.co.za

5. 出願言語

手続言語は英語ですが、出願する際にはパリ条約の同盟国の言語により明細書等の提出ができます。

6. その他関係団体 (連絡先)

JETRO Johannesburg

4th Floor, West Tower, Nelson Mandela Square, Cnr 5th and Maude Street,
Sandton Johannesburg, Republic of South Africa
Tel: 27-11-784-6084 Fax: 27-11-784-8725

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.cipc.co.za/AboutUs/Whols.aspx>

特許制度

1. 現行法令について

2005年の改正特許法、2008年の企業法（Companies Act of 2008）が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、発明の名称、優先権主張の情報や送達を受けるあて名等を記載します。

(2) 明細書・クレーム・必要な図面及び要約 (Specification, Claims, Drawings & Abstract) :

出願の際には日本語等の言語による明細書等を提出することができます。

この場合には、出願日から3ヶ月以内に認証された (Certified) 英訳文を提出しなければなりません。

(3) 宣誓書及び委任状 (Declaration & Power of Attorney) :

出願人が署名します。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。認証 (Notarize) は不要です。

(4) 譲渡証 (Assignment) :

発明者が出願人でない場合に必要です。発明者が署名し公証 (Notarize) は不要です。

出願日から18ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

基礎出願が日本出願である場合、英語による認証英訳文 (Certified translation) の提出が必要です。

提出期間は、優先権証明書の期間と同様です。

(7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right) :

南アフリカの出願人が優先権を主張する第一国出願の出願人と異なる場合に必要です。

第一国出願の出願人が署名します。認証 (Notarize) は不要です。

出願日から18ヶ月以内に提出することができます。

(8) 国際特許分類に基づく出願特許の分類 (International Patent Classification) :

出願日から18ヶ月以内に提出することができます。

< 緊急出願の場合 >

なお、緊急のパリ条約出願が一定の条件の下に認められております。

一定の条件とは、①出願人の名称及び住所、②パリ条約の同盟国における基礎出願の出願番号、出願日及び国名、及び発明の名称の、情報の提出をいいます。

但し、14日以内にパリ条約同盟国の言語で明細書及びクレーム、図面が有る場合には図面を提出しなければなりません。

3. 料金表（単位：ランド（ZAR）です）

(1) 出願料金:	590 (完全明細書を伴う場合)
	60 (仮明細書を伴う場合)
(2) 書類追完料金:	50
(3) 出願受理の期間延長料金:	
	(Application for extension of time of acceptance)
①18ヶ月以内:	50
②その後月ごと:	50
③21ヶ月後(月ごと):	145
(4) 出願受理の公告の期間延長料金:	90
	(Application to extend period for publication of acceptance)
(5) 年金	
①3年満了前:	130
②4年満了前:	130
③5年満了前:	130
④6年満了前:	85
⑤7年満了前:	85
⑥8年満了前:	100
⑦9年満了前:	100
⑧10年満了前:	120
⑨11年満了前:	120
⑩12年満了前:	145
⑪13年満了前:	145
⑫14年満了前:	164
⑬15年満了前:	164
⑭16年満了前:	181
⑮17年満了前:	181
⑯18年満了前:	206
⑰19年満了前:	206

4. 料金減免制度について

減免制度については定かではありません。

5. 実体審査の有無

実体審査はありません。

6. 出願公開制度の有無

出願は、最先の優先日から 18 ヶ月経過後公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、方式的要件を満たしているか否かについてのみ審査されます。

(1) 特許庁長官は、出願が明らかに法律に矛盾するような発明を主張する場合、又はその発明の実施が不道德な作用を助長するような場合には出願を拒絶します。

(2) 出願人は、最初に優先権主張を伴わない仮明細書 (Provisional specification) でもって出願をすることができます。

この仮明細書による出願は、クレーム及び要約書を含む必要はありません。

上記仮明細書出願後、15 ヶ月以内にクレーム及び要約を伴った完全明細書を提出することができます。

仮明細書による出願は、完全明細書による出願が仮明細書の出願日から 15 ヶ月以内に提出されなかった場合には消滅します。

(3) 仮明細書による出願は、提出された書類が判読可能 (legible) であるか、又は複製可能 (capable of reproduction) であるかについて審査されます。

(4) 完全明細書による出願については、方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

出願書類に不備があった場合は、補正指令の発行日から 3 ヶ月以内に不備を補正することができます。

この期間は、料金を納付することにより延長することができます。

応答を怠った場合、出願は放棄されたものと扱われます。

(5) 出願が方式的要件を満たし、拒絶の理由を発見できなかった場合、完全明細書による出願は認容 (Accepted) され出願人に認容の旨が通知されます。

この場合、出願人は出願の認容後 3 ヶ月以内に特許公報に認容を公告する手続きを行わなければなりません。

なお、この 3 ヶ月の期間は請求により延長することができます。

(6) 出願の認容が公告されると、特許は特許公報の公告日に捺印 (Sealed) され、付与されたものとみなされます。

なお、出願認容の公告後出来る限りすみやかに特許は付与され、特許庁長官は特許が現実に捺印されるように手続きを行い、特許証が特許権者に送付されます。

(7) 特許出願は、以下の場合を除き、出願日から 18 ヶ月以内に完全明細書が認容されなかった場合には失効します。

(a) 審判が請求されている場合、

(b) 審判請求期間が満了していない場合、又は

(c) 完全明細書の認容の遅延が出願人の作為又は不作為によるものでない場合。

なお、料金納付により、最大 3 ヶ月間完全明細書を認容するための期間の延長を申請することができます。

更なる延長は十分な理由により求めることができます。

なお、特許庁長官の決定に不服を有する者は、特許庁長官に対して決定日から 1 ヶ月以内に不服を申し立てることができます。

(8) このように、無審査主義の下、方式的要件を満たす出願は特許となりますが、特許要件を満たしていない出願が特許になった場合には、何人もその特許の取消 (Revocation) を特許庁長官に請求することができます。

以下、不特許事由及び新規性について説明します。

<不特許事由について>

① 発見、科学的理論、又は数学的方法の場合、

② 文学、演劇、音楽又は芸術的作品及びその他の審美的創作物の場合、

③ 精神的活動、ゲーム又は事業を遂行するための計画、規則又は方法の場合、

④ 情報の提供の場合、

⑤ コンピュータプログラムの場合、

⑥ 植物や動物の品種、又は植物又は動物を生産するために本質的に生物学的な方法の場合、

⑦ 人間又は動物を手当てするための手術、診断方法の場合。

<新規性について>

以下の場合、新規性を有しません。

① 発明が優先日前に、場所を問わず使用され又は書面に記載され、公衆に利用可能となった場合、

② 先願に係る発明 (南アフリカ出願、又は PCT 出願で南アフリカへ移行した出願) が、後願の出願後に閲覧可能となった先願に係る発明と同一の場合、

③ 優先日前に、南アフリカにおいて商業的規模による秘密に使用される発明は従来技術の一部を構成するものとみなされます。

絶対的新規性が採用されております。

<新規性喪失の例外>

以下の場合、新規性は喪失しません。

- ①優先日前に、特許を受ける権利を有する者の関与なく又は同意なく行われた、発明の開示や実施の場合、
- ②優先日前に、特許を受ける権利を有する者が技術的試験又は実験により発明を開示や実施の場合。

(9)分割出願に関して

親出願が受理(Acceptance)される前に、分割出願をすることができます。

なお、出願は単一の発明に関するものでなければなりませんが、一発明以上のクレームで特許された場合でもその特許は有効であり、その理由により無効を請求することはできません。

(10)明細書等の補正に関して

- ①特許出願人(特許権者含む)はいつでも明細書等の補正をすることができ、その場合には補正の内容及び理由を説明しなければなりません。
- ②仮明細書による出願の場合には、誤記の訂正等の場合にのみ補正が認められます。
- ③完全明細書による出願の場合、出願容認の公告の前後を問わず、新規事項を追加する補正は認められません。

(11)特許の取消(Revocation)

何人も以下の理由により、いつでも特許庁長官に特許の取消を請求することができます。

- ①特許権者が、特許を受ける権利を有していなかった場合
- ②発明に新規性がなく、不特許事由に該当していた場合
- ③明細書等に発明を実施するために十分に記載されていなかった場合
- ④請求項の記載が明確でなかった場合
- ⑤提出された宣誓書及び委任状に虚偽の事項が記載されていた場合

以上が主な特許取消の理由です。

<取消手続き>

- ①取消請求書には取消しの原因となる理由を伴い、請求書は特許権者に送達されます。
- ②取消請求連絡を受けた特許権者は、送達があった日から2ヶ月以内に答弁書を提出する必要があります。答弁書が提出されなかった場合、特許は取り消されます。
- ③答弁書の提出後、審理が行われ特許を維持するか又は取消すかの決定が行われます。

(12)その他

①出願公開

出願は、最先の優先日から18ヶ月経過後公衆の縦覧に供せられます。

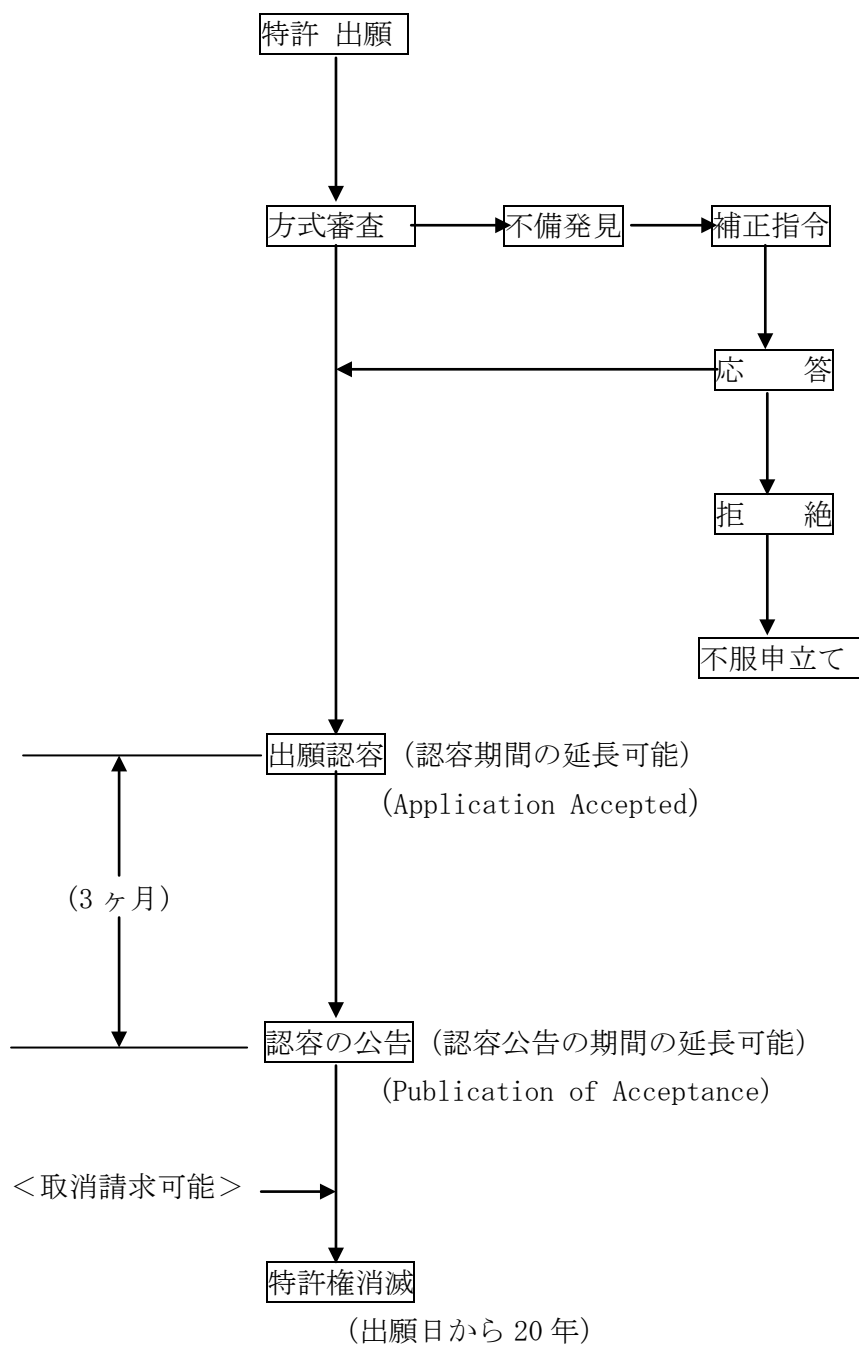
なお、完全明細書出願の受理（Acceptance）が18ヶ月の期間満了前に公告された場合、出願書類が当該受理の公告後に公衆の縦覧に供せられます。

②異議申立制度及び早期審査制度

いずれも採用されておりません。

③追加特許制度があります。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願の日から 20 年です。出願の認容の公告の日から特許権の効力が発生します。
- (2) 最初の維持年金（Renewal Fees）は、出願日から 3 年の期間が満了する前に納付する必要があります。
なお、年金不納による権利の回復の規定があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 時期：優先日から 31 ヶ月以内です。
なお、この期限は 3 ヶ月間延長することができます。
- (2) 提出する書類：
 - ① 国際出願時における明細書、クレーム及び図面の説明の英訳文
 - ② 19 条又は 34 条補正がされた場合は、これらの補正書の翻訳文
- (3) その他の書類：
 - ① 宣誓書及び委任状： 移行日から 6 ヶ月以内に提出することができます。
 - ② 譲渡証： 移行日から 12 ヶ月以内に提出することができます。
 - ③ 優先権譲渡証： 移行日から 12 ヶ月以内に提出することができます。

11. 留意事項

- (1) 南アフリカにおいては、パリ条約ルート又は PCT ルートにより発明の保護を求めることができます。
上述しましたように、出願があると短期間で且つ無審査で登録され特許権が発生します。
従いまして、出願人が所謂防衛的出願を望む場合には、パリ条約ルートによる出願も意義があるかと思われれます。
しかし、安定性のある強い権利としての特許権を望む場合は、PCT ルートによる出願を行うべきでしょう。
国際段階にておいて国際調査報告や見解書を入手することができ、その結果として必要があればクレームの補正が可能となり、強い権利を南アフリカにおいて確保することが可能となるからです。
- (2) PCT 国内段階移行手続を行う時期的期限として、諸外国では一般的に優先日から 30 ヶ月又は 31 ヶ月で、この期間は延長ができません。
南アフリカにおいては、原則として優先日から 31 ヶ月までに手続を行う必要がありますが、当該期間内に手続を怠った場合でも、特別な料金を納付することにより更に 3 ヶ月間の猶予期間が認められておりますので、留意して下さい。
- (3) 方式的要件として、宣誓書及び委任状（Declaration and Power of Attorney）及び譲渡証の提出が求められております。

特許を受ける権利の譲渡が生じた場合には、この宣誓書及び委任状に特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要があり、その記載の内容が少々複雑になっております。

従いまして、書類の作成の手間や費用を考慮し（書類の追完費用として約 R50 及び代理人手数料）事実関係を正確に現地代理人に連絡してこれらの書類の作成を依頼すべきかと思われまます。

記載内容が不正確な場合には、登録後特許が取消される可能性があるからです。

(4) 上記(1)と関連しますが、出願は比較的短期間に登録されてしまいます。

一方、出願の認容を延長する旨の申請（Application for extension of time of acceptance）が認められており、認容の期間を遅らせることができます。

従いまして、例えば対応外国出願があればこれらの国の出願の特許査定等を待ち、南アフリカ国の出願の認容を遅らせることによって、これら対応国出願の内容と同一の補正をすることにより、南アフリカ国での出願に対しても強い権利の独占権が取得できるのではないのでしょうか。

意匠制度

1. 現行法令

1995年5月1日施行の意匠法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、審美的意匠 (Aesthetic Designs) か機能的意匠 (Functional Designs) かの希望の表記、意匠に係る物品名、優先権主張の場合はその情報、及び新規性喪失の場合はその情報等を記載します。

(2) 図面又は写真 (Drawings / Photographs)

(3) 意匠の説明 (Statement of features of designs) :

保護を求める意匠の特徴を記載した説明を記載します。

(4) 宣誓書及び委任状 (Declaration & Power of Attorney) :

出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、優先権主張の情報や出願人が創作者でない場合、意匠登録を受ける権利の承継等について記載します。

出願人が署名します。公証 (Notarize) は必要ありません。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。なお、この期間は延長可能です。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

要求された場合に提出が必要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先権を主張する場合に必要です。

又優先権証明書の認証 (Verified) された英訳文も必要です。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位 : ランド (ZAR) です)

(1) 出願料金:	240
(2) 書類の追完料金:	44
(3) 年 金:	
① 3年、4年及び5年度満了前 (各年度に付き) :	120
② 6年及び7年度満了前 (各年度に付き) :	77
③ 8年及び9年度満了前 (各年度に付き) :	90
④ 10年及び11年度満了前 (各年度に付き) :	110
⑤ 12年及び13年度満了前 (各年度に付き) :	132
⑥ 14年度満了前:	149
(4) 取消請求料金:	82

4. 料金減免制度について

減免制度について規定があるか不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度はありません。

登録後に登録意匠の内容が公表されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 意匠の種類

南アフリカでは、意匠は以下の2種類に分類されております。

「審美的意匠」(Aesthetic Designs) と「機能的意匠」(Functional Designs) です。

①審美的意匠とは、物品に応用される意匠であって、物品の模様、形状、輪郭又は装飾の何れかにかかるものであるか、又はこれらの目的の2以上に拘わるものであるかを問わず、又如何なる方法によって応用されているかを問わず、その美的特質に拘わりなく、視覚に訴え、視覚でのみ評価される特徴を有するものをいうと、定義されております。

<登録要件>

登録要件として、以下の要件が必要です。

(a)新規なものであって、独創的 (Original) なものであること

(b)形状、模様、輪郭等が美的なものであること

(c)工業的生産過程において製造可能であること

②機能的意匠とは、物品に応用される意匠であって、その模様、形状又は輪郭の何れかに係るものであるか、又はこれらの目的の2以上に拘わるものであるかを問わず、又如何なる方法によって応用されているかを問わず、当該意匠が応用される物品が果たす機能によって必要とされる特徴を有するものであると、定義されております。

即ち、物品に応用される意匠で、視覚に訴えて美的感覚を起こさせる審美的意匠

とはことなり、意匠の機能を保護するための意匠をいいます。

<登録要件>

登録要件として、以下の要件が必要です。

(a) 新規なものであって、ありふれていないもの (not commonplace in the art) であること

(b) 形状等が機能によって必要とされること

(c) 工業的生産過程において製造可能であること

(2) 審査手続き

① 出願書類を受理すると、特許庁長官は出願人の希望に従い審美的意匠 (A) か機能的意匠 (F) かの併記を行い、出願番号及び出願日を付して出願願書の一部を返却します。

② 出願は方式的要件に適合しているか否かについてのみ審査されます。

不備があると判断された場合、出願人はその旨の通知日から 6 ヶ月以内 (期間の延長可能) に、意見書等の提出やヒヤリング (hearing) において不備を是正しなければなりません。

応答期間を徒過すると、出願は取下げられたものとみなされます。

③ 出願人の怠慢により出願が出願日から、又は特許庁長官からの異論を有する旨の通知日から 12 ヶ月以内 (いずれか遅く満了する日) に、出願登録手続きが完了 (finalize) しなかった場合、特許庁長官は出願人にその旨通知します。

この場合において、当該通知書が送付された日から 1 ヶ月以内に依然として登録手続きが完了しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

④ 出願が方式的要件を満たしていると判断された場合、意匠出願が審美的意匠の場合には Part A で、機能的意匠の場合には Part F で登録されます。

その後、特許庁長官は登録通知書を出願人に送付します。

登録から 3 ヶ月以内に、出願人は官報に公告の詳細を公表することによる登録の公告 (Advertise the registration) 手続きをしなければなりません。その後、意匠が登録され、登録証が発行されます。

(3) 不登録事由

意匠が以下の場合には登録を受けることができません。

① 意匠の定義に合致していない場合

② 物品に係る意匠が工業的生産過程において量産される可能性がない場合

③ 上述した審美的意匠及び機能的意匠の登録要件を満たしていない場合

(4) 新規性について

① 出願日 (優先権を主張する場合は優先日) 前に、出願に係る意匠が世界の何れかの場所において公表された意匠と相違する場合、又は公表された意匠を構成しない場合には、新規性を有します (絶対的新規性を採用しております。)

② 但し、意匠登録を受ける権利を有する者により意匠が公開された場合において、当該意匠の公開日から 6 ヶ月以内に出願をした場合には、新規性喪失の例外が認められます。

(5) 補正について

①出願人は誤記を含み、訂正を目的とした補正をすることができます。

但し、審美的意匠 (Part A) を機能的意匠 (Part F) への変更、又はその逆への変更は認められません。

更に、出願当初の意匠の開示範囲を超えて、新規事項を追加する補正は認められません。

②なお、補正された出願は官報に公告され、利害関係人は補正に対して意見書を提出することができます。

(6) 不服申立てについて

特許庁長官の決定に対する不服申立ては、裁判所に対して提起することができます。

(7) 登録の取消 (Revocation)

以下の理由がある場合、登録の取消を裁判所に提起することができます。

<主な取消事由>

①登録意匠が不登録事由に該当していた場合、又は要求されている新規性や独創性を欠如していた場合 (機能的意匠の場合には、その意匠の属する分野においてありふれていた (commonplace) 場合)

②提出された書類が作成された時点において、虚偽の事実が含まれていた場合

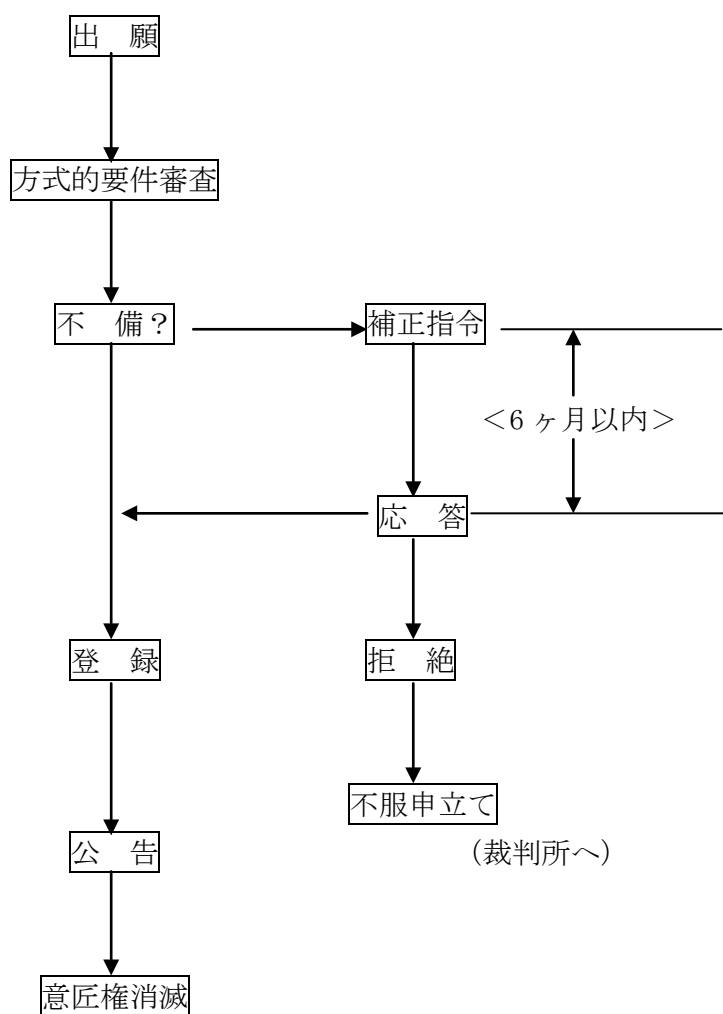
③意匠登録を受ける権利を有しない者に意匠登録がされた場合

<手続き>

①裁判所に提出された取消の請求書の副本が特許庁長官に回送され、意匠権者等に送達されます。

②その後、取消の審理が進められます。

出願から登録までのフローチャート



(審美的意匠の場合は出願日から15年)

(機能的意匠の場合は出願日から10年)

9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 審美的意匠の場合は出願日（優先権主張の場合は優先日）から15年です。
しかしながら、意匠が登録出願前に意匠権者やその前任者の同意により公衆に利用可能となった場合は、存続期間は最初に利用可能となった日から15年となります。
- (2) 機能的意匠の場合は出願日（優先権主張の場合は優先日）から10年です。
同様に、意匠が登録出願前に意匠権者等の同意により公衆に利用可能となった場合は、存続期間は最初に利用可能となった日から10年となります。
- (3) 出願維持年金は、出願日を起算して3年の期間満了前に納付する必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は存在しません。

11. 留意事項

(1) 出願の種類に関して

上述しましたように、意匠登録出願の際には審美的意匠か機能的意匠の何れかを選択する必要があります。

意匠の定義や登録要件から見ると、審美的意匠の方が機能的意匠よりも我が国の意匠法による保護形態に合致していると思われ、機能的意匠はむしろ実用新案のような保護形態に近いと考えられます。

また、これらの意匠の存続期間も異なりますので、出願の際には何れの意匠の保護を求めるか、登録要件及び存続期間等を考慮して検討する必要があります。

(2) 種類の変更に関して

出願後に審美的意匠出願から機能的意匠出願へ、又はその逆への変更はすることができませんので、留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

現行商標法は 1995 年 5 月 1 日に施行された 1993 年の法律第 194 号です。

2. 商標登録出願時の必要書類

(1) 願書：

出願人の名称及び住所、出願の種類（商標、証明商標、団体商標等）の区別、指定商品名、商品の区分及び優先権主張の場合はその情報等を記載します。

(2) 商標見本：

但し、文字商標の場合は提出不要です。

(3) 委任状 (Power of Attorney)：

出願人が署名します。認証 (Notarize) は不要です。

出願が受理 (Acceptance) されるまで提出することができます。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)：

優先権を主張した場合に提出が必要です。

出願日から 3 ヶ月以内に提出することができ、優先権証明書の証明された英訳文 (Verified translation) の提出も必要です。

3. 料金表 (単位：ランド (ZAR) です。)

(1) 出願料金 (通常の商標出願)：	590
(2) 出願料金 (団体商標)：	310
(3) 決定書面の送付請求料金： (Statement of grounds for decision)	363
(4) 公告 (Advertisement) 請求料金：	90
(5) 異議申立料金：	260
(6) 更新料金 (通常の商標)：	260
(7) 譲渡登録料金：	150

4. 料金減免制度について

減免制度の有無については不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度はありません。

出願が受理（Accepted）された後、内容が公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

南アフリカにおいては、一商標一区分制が採用されておりますので、一出願において多区分を指定することはできません。

出願は、方式的要件、登録性自体及び登録商標又は先の出願にかかる商標と同一又は類似の商標が存在するか否かについて審査されます。

なお、立体商標、サービスマークや小売サービスの登録も受けることができます。

(1) 登録までの手続

①出願書類が提出されると、特許庁長官は出願番号及び出願日を明記した出願受領書を出願人に発行します。

②その後、特許庁長官は商標登録出願についての方式、不登録事由に該当するか否か、同一又は類似する商標について登録された商標及び係属中の出願との抵触の有無について調査します。

③出願が拒絶され、又は補正、変更、条件や制限に従うことを条件として受理された場合、出願人は必要な料金を納付することにより特許庁長官に書面によりその理由の説明を要求することができます。

④特許庁長官は、上記調査後出願に係る商標が不登録事由に該当しない（拒絶理由なし）と判断した場合には、無条件に出願を受理（Accept）します。

また、特許庁長官は出願人が特許庁長官による条件や修正等に従うことを条件として、出願を受理します。

⑤一方、拒絶理由が存在すると判断した場合、特許庁長官は出願人に拒絶理由通知を送付します。

当該拒絶理由通知に対して、出願人は通知日から3ヶ月以内に補正書・意見書を提出又は聴聞を申請することができます。

なお、この期間は申請により延長することができますが、期限を徒過した場合出願は放棄されたものとみなされます。

⑥特許庁長官による条件や修正等に従うことを条件として、特許庁長官が出願を受理し、かつ出願人が当該条件等に異議がある場合、出願人は条件等付き受理の通知日（the date of the notice of conditional acceptance）から3ヶ月以内に、意見書を提出し、又は聴聞若しくは期間延長を申請しなければなりません。

出願人が期限内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

出願人が条件等に異議がないと判断した場合には、3ヶ月以内にその旨を特許庁長官に通知し、又は期間延長を申請し、出願人がこのような手続きを怠ったときは、出願は放棄されたものとみなされます。

3ヶ月間期間の延長をすることができます。

- ⑦出願が受理された後に、出願人の怠慢により受理の日から6ヶ月以内に商標登録が完了（completed）しない場合、特許庁長官はその旨を出願人に通知し（notice of non-completion）、通知日から2ヶ月又は特許庁長官が延長を認めた場合はその期間が経過した時点で登録が完了していない場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(2) 不登録事由

取引において商品やサービスを区別するために自己の商品はサービスに使用し又は使用する予定の商標について、商標登録を受けることができます。

登録を受けることができない主な商標は次の通りです。

- ①商標の定義に合致していない標章
- ②識別力を有しない商標
- ③取引において商品等の種類、品質、用途等を示すのに用いる表示のみからなる標章
- ④商品の形状、外形、色彩又は模様から専らなる標章で、当該形状、外形、色彩又は模様が特定の技術的結果を得るために必要であるか又は当該商品自体の性質に起因するもの
- ⑤周知商標の複製や模倣等であって、周知商標の対象である商品やサービスと同一又は類似の商品やサービスについて使用され、その使用が混同を生じるおそれがあるもの
- ⑥共和国や外国の国旗、紋章等や国際機関等を表示する標章を含む場合
- ⑦他の所有者の登録商標と同一又は類似する商標であって、登録商標の指定商品等と同一又は類似する商品等についての使用が、欺瞞や混同を引き起こすおそれのある商標。但し、その他の所有者が当該商標の登録に同意する場合は除かれます。
- ⑧他人による先の商標登録出願に係る商標と同一又は類似する商標であって、同一又は類似する指定商品等についての使用が、欺瞞や混同を引き起こす恐れがある商標。但し、先の出願を行った者が当該商標の登録について同意する場合は除かれます。

(3) 異議申立て

- ①出願公告の日から3ヶ月以内に（期間が延長された場合はその期間内）、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。
- ②異議申立てを受けた出願人は、異議申立人に対して異議申立書に記載されている期間内（最長1ヶ月）に、異議申立てを防御するかについて自己の意図を通知しなけ

ればなりません。

(4) 登録

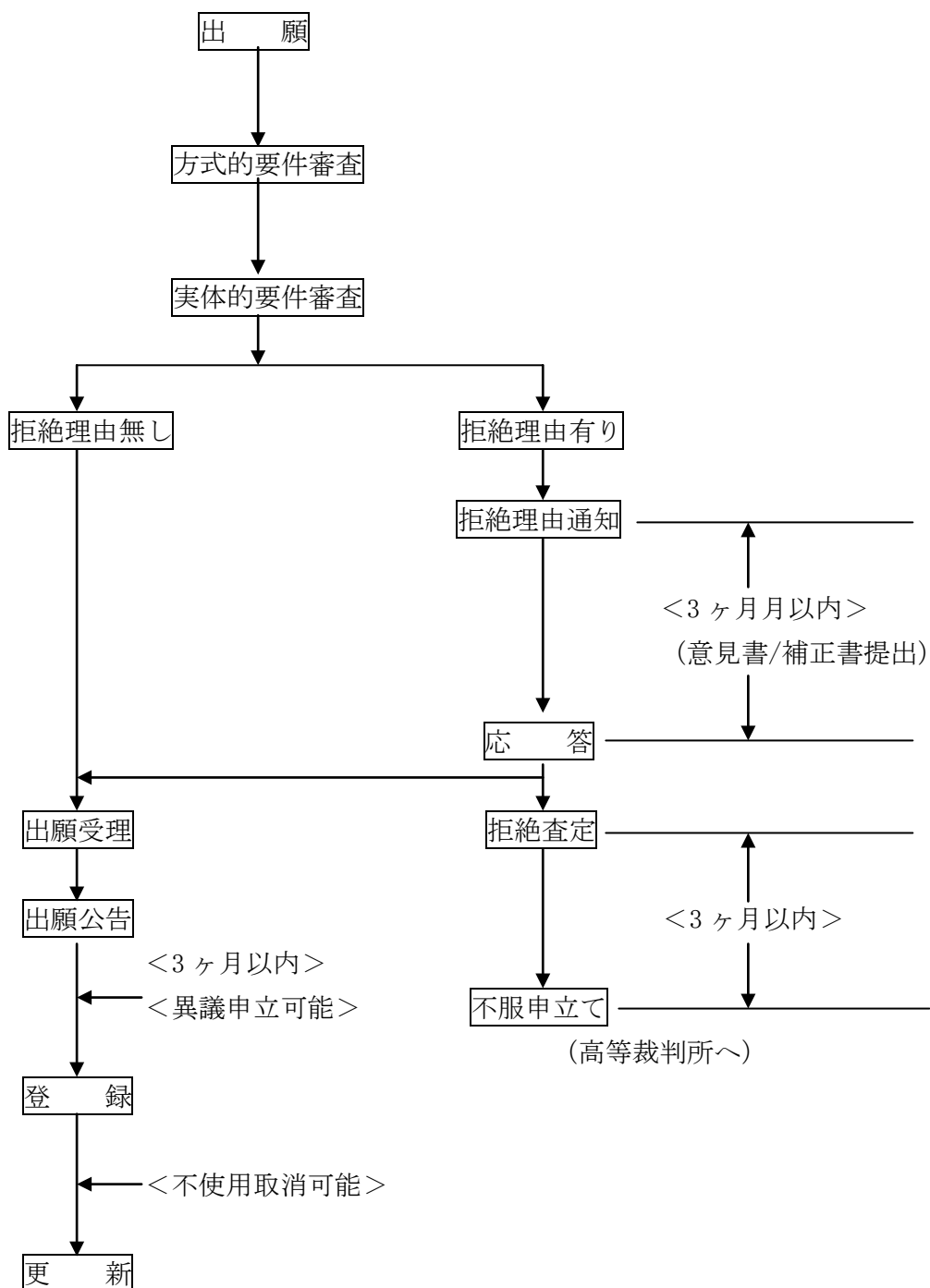
①出願が受理 (Accepted) され適切に公告 (Advertised) され、異議申立てがなかった場合、異議申立てがあった場合で異議申立てに理由なしとの決定があった場合には、特許庁長官は出願の日付でもって商標を登録します。

②特許庁長官は、商標の登録に基づいて出願人に登録証を送付します。

(5) 不服申立て

特許庁長官の決定に対して不服を有する者は、決定の日から 3 ヶ月以内に高等裁判所 (High Court) に不服を申し立てることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 商標権の存続期間は出願日から起算して10年をもって満了します。

存続期間は10年間ずつ更新することができます。

(2) 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内、又はその後満了日か

ら1ヶ月以内にしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点における商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある者が商品等に使用する標章で、標章を使用する商品等を他人の同一又は類似する商品等から、識別することのできるものと、定義されております。
- (2) 例えば、図形、言葉、文字、形状や模様又は色彩やこれらとの組合せからなる標識は、商標として登録を受けることができます。
- (3) 立体商標 (Three-dimensional mark)、団体商標 (Collective mark)、連合商標 (Associated mark)、証明商標 (Certificate mark)、色彩商標 (Color mark)、音響商標 (Sound mark) について保護を求めることができます。
一方、味覚商標 (Taste mark) や芳香商標 (Fragrance mark) については保護を求めることはできません。
なお、防護商標 (Defensive trademark) は規定されておられません。

12. 留意事項

- (1) 出願の際
 - ① 南アフリカは、一商標一区分制が採用されておりますので、複数の区分を指定することはできません。
 - ② 商標中に、南アフリカの公用語以外の言語による語が含まれている場合、特許庁長官はその翻訳を求めることができます。
求めがあった場合は、その翻訳を提出する必要がありますので留意して下さい。
- (2) 国際商標登録
現在南アフリカはマドリッド協定議定書の締約国ではありません。
従いまして、このルートにより南アフリカを指定することはできませんので留意して下さい。
- (3) コンセント制度
コンセント制度が採用されております。
コンセント制度とは、出願が他人の商標に類似するとして拒絶された場合に、その他人から出願している商標を登録することに同意する同意書を提出することにより、拒絶理由を撤回することができる制度をいいます。
- (4) 不使用取消制度
登録商標は登録から5年以内に使用されるべきであり、登録商標の使用が継続して5年以上使用されなかった場合、登録簿から除外の対象となります。